

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第十八条）</p> <p>第二章 学術団体の指定（第十九条 第二十二條）</p> <p>第二章の二 博覧会の指定（第二十二條の二 第二十二條の四）</p> <p>第三章 特許出願（第二十三條 第三十一條）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一條の二 第三十七條）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八條）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八條の二 第三十八條の十四の二）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八條の十五 第三十八條の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九條・第四十條）</p> <p>第六章 裁定（第四十一條 第四十五條）</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六條 第五十條の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一條 第五十六條）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七條 第五十七條の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八條 第五十八條の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九條 第五十九條の三）</p> <p>第四款 鑑定（第六十條 第六十條の八）</p> <p>第五款 書証（第六十一條 第六十一條の十一）</p> <p>第六款 検証（第六十二條・第六十二條の二）</p> <p>第七款 証拠保全（第六十三條 第六十五條）</p> <p>第九章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六條 第六十九</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第十八条）</p> <p>第二章 学術団体の指定（第十九条 第二十二條）</p> <p>第二章の二 博覧会の指定（第二十二條の二 第二十二條の四）</p> <p>第三章 特許出願（第二十三條 第三十一條）</p> <p>第四章 特許出願の審査（第三十一條の二 第三十七條）</p> <p>第四章の二 出願公開（第三十八條）</p> <p>第四章の三 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第三十八條の二 第三十八條の十四の二）</p> <p>第四章の四 特許権の存続期間の延長登録（第三十八條の十五 第三十八條の十八）</p> <p>第五章 判定（第三十九條・第四十條）</p> <p>第六章 裁定（第四十一條 第四十五條）</p> <p>第七章 削除</p> <p>第八章 審判及び再審</p> <p>第一節 総則（第四十六條 第五十條の十六）</p> <p>第二節 口頭審理（第五十一條 第五十六條）</p> <p>第三節 証拠調べ及び証拠保全</p> <p>第一款 総則（第五十七條 第五十七條の七）</p> <p>第二款 証人尋問（第五十八條 第五十八條の十八）</p> <p>第三款 当事者尋問（第五十九條 第五十九條の三）</p> <p>第四款 鑑定（第六十條 第六十條の八）</p> <p>第五款 書証（第六十一條 第六十一條の十一）</p> <p>第六款 検証（第六十二條・第六十二條の二）</p> <p>第七款 証拠保全（第六十三條 第六十五條）</p> <p>第九章 特許証、特許表示及び特許料（第六十六條 第六十九</p>

第十章 特許料等の減免又は猶予等（第七十条 第七十七条）
附則

（提出書面の省略）

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件（実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段に規定する場合において、そ

第十章 特許料等の減免又は猶予（第七十条 第七十四条）
附則

（提出書面の省略）

第十条 同時に二以上の手続（実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。）又はこれらの法律に基づく命令に規定する手続を含む。）をする場合において、特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項で準用する場合を含む。）、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段の規定により提出すべき証明書の内容が同一であるときは、一の手続についてこれを提出し、他の手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。

2 他の事件（実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）について既に特許庁に証明書を提出した者は、特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項で準用する場合を含む。）、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段に規定する場合において、その事項に変更がないときは、当該手続にお

の事項に変更がないときは、当該手続においてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

(手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第八十四条の七第二項及び同法第八十四条の八第二項に規定するものを除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十二まで、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりしなければならない。

2) 4 (略)

5 補正による手数料の納付(様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の二)により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項(次条第二項において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)は、様式第十五によりしなければならない。

(弁明書の様式)

いてその旨を申し出て当該証明書の提出を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該証明書の提出を命ずることができる。

(手続補正書の様式等)

第十一条 手続の補正(第三項、次条第一項、特許法第八十四条の七第二項及び同法第八十四条の八第二項に規定するものを除く。)のうち、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第三十二まで、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十一の二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十三により、それ以外の手続の補正は様式第十四によりなければならない。

2) 4 (略)

5 補正による手数料の納付(様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の五)により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項(次条第二項において準用する場合を含む。)に規定するものを除く。)は、様式第十五によりなければならない。

(弁明書の様式)

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第一、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

(手続の受継申立書の様式等)

第十一条の五 手続の受継(特許を受ける権利の相続その他の一般承継による承継人が手続を受継する場合を除く。)の申立ては、特許出願の審査又は拒絶査定不服審判の手続に關してする場合は様式第十六により、それ以外の場合は様式第十七によりしなければならない。

2| 前項の申立書を提出する場合には、手続を受継する者の権限又は資格を証明する書面を添付しなければならない。

(持分の記載等)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 特許法第百九十五条第五項の規定により手数料を納付するときは、前二項の規定にかかわらず、願書、誤訳訂正書、訂正請求書、審判請求書、特許法第百八十四条の五第一項の書面又は

第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

(手続の受継申立書の様式)

第十一条の五 手続の受継の申立ては、特許出願の審査又は拒絶査定不服審判の手続に關してする場合は様式第十六により、それ以外の場合は様式第十七によりしなければならない。

(持分の記載等)

第二十七条 (略)

2 (略)

3 特許法第百九十五条第六項の規定により手数料を納付するときは、前二項の規定にかかわらず、願書、誤訳訂正書、出願審査請求書、訂正請求書、審判請求書、特許法第百八十四条の五

同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

4 特許法第九十五条第六項の規定により出願審査の請求の手数料を納付するときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第九十五条の二の規定又は他の法令の規定による軽減又は免除（以下「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受ける者の持分の割合をそれぞれ出願審査請求書に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

第三十一条の二（略）

2 特許法第九十五条の二、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第十三条第四項、産業再生法第三十三条又は産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十六条第二項第一号から第三号までの規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。

3 産業技術力強化法第十六条第二項第四号若しくは第五号又は第十七条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及び産業技術力強化法施行規則（平成十二年通商産業省令第九十九号）第七条第二項の確認書の番号を記載

第一項の書面又は同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面に国等以外の者（同法第七十四条第四項に規定するものをいう。以下同じ。）の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

第三十一条の二（略）

2 産業再生法第三十三条又は産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十六条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨を記載しなければならない。

3 産業技術力強化法第十七条第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及び産業技術力強化法施行規則（平成十二年通商産業省令第九十九号）第七条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

しなければならない。

(信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例)

第三十八条の十三 国際特許出願についての第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十七条の二第一項又は第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「願書」とあるのは、「特許法第百八十四条の五第一項の書面」とする。

2 特許法第百八十四条の二十第一項の申出についての第二十六条第一項、第二十七条第二項、第二十七条の二第一項又は第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「願書」とあるのは、「特許法第百八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とする。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第五十八条の十六 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。

2・3 (略)

(鑑定事項)

第六十条 鑑定の申出をするときは、同時に、鑑定を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2・6 (略)

(鑑定のために必要な事項についての協議)

第六十条の二 審判官は、口頭審理の期日において、鑑定事項の内容、鑑定に必要な資料その他鑑定のために必要な事項について、当事者及び参加人並びに鑑定人と協議をすることができる。

(信託、持分の記載又は微生物の寄託等の特例)

第三十八条の十三 国際特許出願についての第二十六条から第二十七条の二まで又は第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「願書」とあるのは、「特許法第百八十四条の五第一項の書面」とする。

2 特許法第百八十四条の二十第一項の申出についての第二十六条から第二十七条の二まで又は第二十八条の規定の適用については、これらの規定中「願書」とあるのは、「特許法第百八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とする。

(映像等の送受信による通話の方法による尋問)

第五十八条の十六 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を当該尋問に必要な装置の設置された他の場所に出頭させてする。

2・3 (略)

(鑑定事項)

第六十条 当事者又は参加人が鑑定の申出をするときは、同時に、鑑定を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2・6 (略)

第六十条の二（略）

（鑑定人の陳述の方式）

第六十条の四 審判長は、鑑定人に、共同して又は各別に、意見を述べさせることができる。

2 審判長は、鑑定人に書面で意見を述べさせる場合には、鑑定人の意見を聴いて、当該書面を提出すべき期間を定めることができる。

（鑑定人に更に意見を求める事項）

第六十条の四の二 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五條第二項の申立てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2 審判官は、職権で鑑定人に更に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出させることができる。

3 相手方は、前二項の書面について意見があるときは、意見を記載した書面を審判長に提出しなければならない。

4 審判官は、第一項又は第二項の書面の内容及び前項の意見を考慮して、鑑定人に更に意見を求める事項を定める。この場合においては、当該事項を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

（質問の順序）

第六十条の四の三 審判長は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五條の二第二項及び第三項の規定によるほか、必要があると認めるときは、いつでも、自ら鑑定人に

第六十条の二（略）

（鑑定人の陳述の方式）

第六十条の四 審判長は、鑑定人に、共同して又は各別に、意見を述べさせることができる。

対し質問をし、又は当事者若しくは参加人の質問を許すことができる。

2| 陪席審判官は、審判長に告げて、鑑定人に対し質問をすることができ。

3| 当事者又は参加人の鑑定人に対する質問は、次の順序による。ただし、一方の当事者又は参加人及び他方の当事者又は参加人の双方が鑑定の出出をした場合における当事者又は参加人の質問の順序は、審判長が定める。

一 鑑定の出出をした当事者又は参加人の質問

二 相手方の質問

三 鑑定の申出をした当事者又は参加人の再度の質問

4| 当事者又は参加人は、審判長の許可を得て、更に質問をすることができ。

(質問の制限)

第六十条の四の四 鑑定人に対する質問は、鑑定人の意見の内容を明りようにし、又はその根拠を確認するために必要な事項について行うものとする。

2| 質問は、できる限り、具体的にしなければならない。

3| 当事者又は参加人は、次に掲げる質問をしてはならない。ただし、第二号及び第三号に掲げる質問については、正当な理由がある場合は、この限りでない。

一 鑑定人を侮辱し、又は困惑させる質問

二 誘導質問

三 既にした質問と重複する質問

四 第一項に規定する事項に関係のない質問

4| 審判長は、質問が前項の規定に違反するものであると認めるときは、申立てにより又は職権で、これを制限することができる。

(映像等の送受信による通話の方法による陳述)

第六十条の四の五 特許法第一百五十一条において準用する民事訴

訴訟法第二百十五條の三に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、鑑定人を当該手続に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

2| 前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、ファクシミリを利用することができる。

3| 第一項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせたときは、その旨及び鑑定人が出頭した場所を調書に記載しなければならない。

(異議)

第六十條の五の二 当事者又は参加人は、第六十條の四の三第一項、第三項ただし書及び第四項、第六十條の四の四第四項、前条並びに第六十條の六において準用する第五十八條の九第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。

2| 前項の異議に対しては、審判官は、決定で、直ちに審判をしなければならない。

(証人尋問の規定の準用)

第六十條の六 第五十八條の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八條の四の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八條の五第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八條の九、第五十八條の十一、第五十八條の十二、第五十八條の十四及び第五十八條の十五の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第五十八條の十七の規定は特許法第百五十一條において準用する民事訴訟法第二百七十八條の規定により鑑定人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八條の十八の規定は受命審判官が鑑定人に意見を述べ

(証人尋問の規定の準用)

第六十條の六 第二款の規定は、特別の定めがある場合を除き、鑑定について準用する。

へさせる場合について準用する。

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 特許法第七百七条第三項の規定により特許料を納付するときは、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第九十九条の規定又は他の法令の規定による減免を受ける者を含む者の共有に係る場合にあつては減免を受けざる者の持分の割合をそれぞれ特許料納付書に記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

4 大学等技術移転促進法第十三条第三項、産業再生法第三十二条又は産業技術力強化法第十六条第一項第一号から第三号までの規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨を記載しなければならない。

5 産業技術力強化法第十六条第一項第四号若しくは第五号又は第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び産業技術力強化法施行規則第七条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

(資力に乏しい者)

第七十一条 (略)

2 特許法施行令第十四条第二号八及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号八の所得税法第二十一条第五号に規定する非居住者(第七十四条において「非居住者」という。)に関する所得の算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することにより行うものとする。

3 (略)

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 (略)

2 (略)

3 特許法第七百七条第四項の規定により特許料を納付するときは、特許料納付書に国等以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。

4 産業再生法第三十二条又は産業技術力強化法第十六条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨を記載しなければならない。

5 産業技術力強化法第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び産業技術力強化法施行規則第七条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

(資力に乏しい者)

第七十一条 (略)

2 特許法施行令第十四条第二号八及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号八の規定による所得の算定は、所得税法第二十六条及び第二十七条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得の金額を合計することにより行うものとする。

3 (略)

- 4 特許法施行令第十四条第二号八及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号八の所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（第七十四条において「外国法人」という。）に関する所得の算定は、営業収益の合計額から営業費用の合計額を控除することにより行うものとする。
- 5 (略)

第七十二条 (略)

- 2 前項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、申請人の印を押すことを要しない。

第七十三条 (略)

- 2 前項の申請書には、第一条第三項の規定にかかわらず、申請人の印を押すことを要しない。

第七十四条 (略)

- 3 特許法施行令第十五条第三項第一号及び特許法等関係手数料令第十五条第三項第一号及び特許法等関係手数料令第三条の三第三項第一号の経済産業省令で定める書面は、外国法人にあつては官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので次に掲げる事項を記載したものとし、個人にあつては所得税法第二百二十九条の規定による届出書の写しとする。

一～三 (略)

- 4 特許法施行令第十五条第三項第二号及び特許法等関係手数料令第一条の三第三項第二号の経済産業省令で定める書面は、非居住者にあつては第一項

- 4 特許法施行令第十四条第二号八及び特許法等関係手数料令第一条の二第二号八の規定による所得の算定は、営業収益の合計額から営業費用の合計額を控除することにより行うものとする。
- 5 (略)

第七十二条 (略)

第七十三条 (略)

第七十四条 (略)

- 3 特許法施行令第十五条第三項第一号及び特許法等関係手数料令第十五条第三項第一号及び特許法等関係手数料令第三条の三第三項第一号の経済産業省令で定める書面は、所得税法第二条第一項第七号に規定する外国法人（次項において「外国法人」という。）にあつては官公署から発行され、又は発給された書面その他これらに類するもので次に掲げる事項を記載したものとし、個人にあつては所得税法第二百二十九条の規定による届出書の写しとする。

一～三 (略)

- 4 特許法施行令第十五条第三項第二号及び特許法等関係手数料令第一条の三第三項第二号の経済産業省令で定める書面は、所得税法第二条第一項第五

に掲げる書面とし、外国法人にあつては損益計算書とする。

（既納の特許料の返還の請求の様式）

第七十五条 特許法第百十一条第一項の規定による特許料の返還の請求は、様式第七十三によりしなければならない。

（審査請求料の返還の請求の様式）

第七十六条 特許法第百九十五条第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求は、様式第七十四によりしなければならない。

（過誤納の手数料の返還の請求の様式）

第七十七条 特許法第百九十五条第十一項の規定による手数料の返還の請求は、様式第七十五によりなければならない。

号に規定する非居住者にあつては第一項に掲げる書面とし、外国法人にあつては損益計算書とする。

改正案	現行
<p>（実用新案技術評価請求書の様式等） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の請求書（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）以下「特例法施行規則」という。）第四十条第二項の規定により見込額からの納付の申出を行うものを除く。）には、第二十三条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第一条第三項の規定にかかわらず、請求人の印を押すことを要しない。</p> <p>（登録料納付書の様式等） 第二十一条 登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものを除く。次条において同じ。）を納付するときは、様式第十四により作成した登録料納付書によらなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 実用新案法第三十一条第三項の規定により登録料を納付するときは、国を含む者の共有に係る場合にあつては国以外の者の持分の割合を、同法第三十二条の二の規定又は他の法令の規定による登録料の軽減又は免除（以下「減免」という。）を受け、その事項に變更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。</p>	<p>（実用新案技術評価請求書の様式等） 第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の請求書（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）第四十条第二項の規定により見込額からの納付の申出を行うものを除く。）には、第二十三条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第一条第三項の規定にかかわらず、請求人の印を押すことを要しない。</p> <p>（登録料納付書の様式等） 第二十一条 登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものを除く。以下この条において同じ。）を納付するときは、様式第十四により作成した登録料納付書によらなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>3 実用新案法第三十一条第四項の規定により登録料を納付するときは、登録料納付書に同項に規定する国等以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならぬ。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に變更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。</p>

(既納の登録料の返還の請求の様式)

第二十一条の二 実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第十四の二によりしなければならない。

(過誤納の手数料等の返還の請求の様式)

第二十一条の三 実用新案法第三十四条第一項の規定による登録料(実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。)(の返還の請求及び同法第五十四条第八項の規定による手数料の返還の請求は、様式第十四の三によりしなければならない。

(特許法施行規則の準用)

第二十三条 特許法施行規則第一章(総則)(特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは

再審の請求

と、同条第

の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正

三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」

とあるのは 六 第二十三条第一項において準用する特許法施

六の二 実用新案法第十二条第一項の規定による

行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続

と、第
実用新案技術評価の請求
の提出

(特許法施行規則の準用)

第二十三条 特許法施行規則第一章(総則)(特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは

再審の請求

と、同条第

の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正

三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」

とあるのは 六 第二十三条第一項において準用する特許法施

六の二 実用新案法第十二条第一項の規定による

行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続

と、第
実用新案技術評価の請求
の提出

十条中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第三条第二項」と、「第一条の第三第二項若しくは第三項」とあるのは「第二条の第二第二項」と、「この規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の第五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の第二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項前段」とあるのは「実用新案法施行令第三条第二項」と、「第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、「同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2・3（略）

4 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「実用新案法第五十四条第四項」と、同条第四項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第五十四条第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第九十五条の二」とあるのは「同条第十項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする。

十条中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第四条第二項」と、「第一条の第三第二項若しくは第三項」とあるのは「第二条の第二第二項」と、「この規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の第二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項前段」とあるのは「実用新案法施行令第四条第二項」と、「第十一条第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、「同条第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2・3（略）

4 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二から第二十八条の四まで、第三十条及び第三十一条（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第六項」とあるのは「実用新案法第三十一条第四項及び第五十五条第五項」と、同項中「手数料」とあるのは「手数料及び登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）」と、同項中「同法第七十条第四項」とあるのは「実用新案法第三十一条第四項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする。

5
~
12
(略)

5
~
12
(略)

改正案	現行
<p>（登録料納付書の様式等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 意匠法第四十二条第三項の規定により登録料を納付するとき は、登録料納付書に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。</p>	<p>（登録料納付書の様式等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 意匠法第四十二条第四項の規定により登録料を納付するとき は、登録料納付書に同項に規定する国等以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。</p>
<p>（既納の登録料の返還の請求の様式）</p> <p>第十八条の二 意匠法第四十五条において準用する特許法第一百 一条第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第二十に よりしなければならない。</p>	
<p>（過誤納の手数料の返還の請求の様式）</p> <p>第十八条の三 意匠法第六十七条第七項の規定による手数料の返 還の請求は、様式第二十一によりしなければならない。</p>	
<p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第 四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第 十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規 定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用 する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条 第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定 不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中 「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの</p>	<p>（特許法施行規則の準用）</p> <p>第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第 四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第 十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規 定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用 する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条 第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定 不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中 「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの</p>

特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の第二項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十二、様式第五十四、様式第五十六、様式第五十八、様式第六十、様式第六十二、様式第六十四、様式第六十六、様式第六十八、様式第七十、様式七十二、様式七十四、様式七十六、様式七十八、様式八十、様式八十二、様式八十四、様式八十六、様式八十八、様式九十、様式九十二、様式九十四、様式九十六、様式九十八、様式百」

特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の第二項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二、様式第五十四、様式第五十六、様式第五十八、様式第六十、様式第六十二、様式第六十四、様式第六十六、様式第六十八、様式第七十、様式七十二、様式七十四、様式七十六、様式七十八、様式八十、様式八十二、様式八十四、様式八十六、様式八十八、様式九十、様式九十二、様式九十四、様式九十六、様式九十八、様式百」

、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の九、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の三第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」

三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の九、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の三第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは、「拒絶査定不服審判」

と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三、第二十七条の四、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは、「意匠法第六十七条第四項」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の三、第二十七条の四、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条及び第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第六項」とあるのは、「意匠法第六十七条第五項」と、同項中「同法第一百七十条第四項」とあるのは、「意匠法第四十二条第四項」と読み替えるものとする。

3～7 (略)

改正案	現行
<p>第二条 願書（次項から第九項までの願書を除く。）は、様式第二二により作成しなければならない。</p> <p>2～9（略）</p> <p>（出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書の提出）</p> <p>第六条の二 商標法第九条第二項の規定により提出すべき証明書の提出は、様式第十の二によりしなければならない。</p> <p>（登録納付書の様式等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 商標法第四十条第四項（同法第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により登録料を納付するときは、登録料納付書に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>（既納の登録料の返還の請求の様式）</p> <p>第十八条の二 商標法第四十二条第一項又は第六十五条の十第一項の規定による登録料の返還の請求は、様式第二十二によりしなければならない。</p> <p>（過誤納の手数料の返還の請求の様式）</p> <p>第十八条の三 商標法第七十六条第七項の規定による手数料の返還の請求は、様式第二十三によりしなければならない。</p>	<p>第二条 願書（次項から第八項までの願書を除く。）は、様式第二二により作成しなければならない。</p> <p>2～9（略）</p> <p>（登録納付書の様式等）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 商標法第四十条第五項（同法第六十五条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定により登録料を納付するときは、登録料納付書に同法第四十条第五項に規定する国等以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。</p> <p>4（略）</p>

(特許法施行規則等の準用)

第二十二条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。)に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、及び同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、「同法第八十一条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項(同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。)」と、「特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 商標法第十条第一項(同法第六十八条第一

(特許法施行規則等の準用)

第二十二条 特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十一条の二、第十二条、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。)に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、及び同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、「同法第八十一条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項(同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。)」と、「特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 商標法第十条第一項(同法第六十八条第一

項において準用する場合を含む。)又は同法第十七条の第二項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。)若しくは同法第五十五条の第三項(同法第六十条の第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の第三項の規定による商標登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。))と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは 五の二 防護標章登録に基づく権利の存続
五の三 書換登録の申請
商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に期間の更新登録の出願

限る。)

と、「八 特許法第八十四条(同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。))の規

定による答弁書の提出」とあるのは 「八 登録異議の申立て

八の二 商標法第四十三

八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請(同法第六十条の第二項の十二第一項の規定による意見書の提出(同法第六十条の二

項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))

び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))

及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))

と、「九 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。))」とあ

項において準用する場合を含む。))又は同法第十七条の第二項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。))若しくは同法第五十五条の第三項(同法第六十条の第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第十七条の第三項の規定による商標登録出願(もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。))と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは 五の二 防護標章登録に基づく権利の存続
五の三 書換登録の申請
商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に期間の更新登録の出願

限る。)

と、「八 特許法第八十四条(同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。))の規

定による答弁書の提出」とあるのは 「八 登録異議の申立て

八の二 商標法第四十三

八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請(同法第六十条の第二項の十二第一項の規定による意見書の提出(同法第六十条の二

項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))

び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))

及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))

と、「九 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。))」とあ

るのは、九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）と、十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）とあるのは、十二 証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）と、特許法施行規則第七條及び第十八條第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四條

るのは、九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）と、十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）とあるのは、十二 証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）と、特許法施行規則第七條及び第十八條第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四條

第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十條中「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項、特許法等關係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等關係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の二十

第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十條中「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項、特許法等關係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等關係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二

九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは、「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項

十五」とあるのは、「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特

（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十三條第三項中「審判（次項に規定する審判を除く。）、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判（次項に規定する審判を除く。）、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」の審判」と、特許法施行規則第十四條第二項中「特許法第三百三十四條第四項（同法第七十一條第三項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六條第一項（同法第四十三條の十四條第一項（同法第六十條の二第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」及び同法第六十二條第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）」及び同法附則第二十一條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）」において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する特許法第三百三十四條第四項（商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十一條第三項並びに商標法第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四

項）許法施行規則第十三條第三項中「審判（次項に規定する審判を除く。）、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判（次項に規定する審判を除く。）、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、「その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」又は同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」の特許法施行規則第十四條第二項中「特許法第三百三十四條第四項（同法第七十一條第三項及び同法第七十四條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六條第一項（同法第四十三條の十四條第一項（同法第六十條の二第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）」及び同法第六十二條第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）」及び同法附則第二十一條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する意匠法第五十八條第二項、商標法第六十二條第二項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）」において準用する意匠法第五十八條第三項並びに商標法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」において準用する特許法第三百三十四條第四項（商標法第二十八條第三項において準用する特許法第七十一條第三項並びに商標法第六十一條（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。））及び同法附則第二十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）」

項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）とあるのは、「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十四第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）以下、この項において同じ。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）以下、この項において同じ。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）以下、この項において同じ。）において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）以下、この項において同じ。）において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）と、「同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）とあるのは、「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法

む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）とあるのは、「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十四第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）以下、この項において同じ。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）以下、この項において同じ。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）以下、この項において同じ。）において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）以下、この項において同じ。）において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）と、「同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）とあるのは、「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項（商

附則第十七条第一項において準用する特許法第百三十三条の第二項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、「ウ、特許法施行規則様式第一の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」、「ウのロ」代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」、「ウ、特許法施行規則様式第三の備考7中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」、「ウのロ」代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

4 特許法施行規則第二十六条第二項、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の四、第二十八条及び第三十条（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第五項」とあるのは「商標法第七十六条第四項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書または図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

5
11 （略）

標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。）、「ウ、特許法施行規則様式第二の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」、「ウのロ」代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」、「ウ、特許法施行規則様式第三の備考7中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」、「ウのロ」代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

4 特許法施行規則第二十六条第二項、第二十七条、第二十七条の四、第二十八条及び第三十条（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の手続、特許出願の番号の通知及び特許出願の分割をする場合の補正）の規定は、商標登録出願又は防護標章登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第百九十五条第六項」とあるのは「商標法第七十六条第五項」と、同項中「同法第百七条第四項」とあるのは「商標法第四十条第五項」と、特許法施行規則第三十条中「願書に添付した明細書または図面」とあるのは「願書」と読み替えるものとする。

5
11 （略）

特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）（第五条関係）

改正案	現行
<p>（特許登録原簿の記録） 第七条（略） 2・3（略） 4 特許料記録部には、特許料及びその納付年月日、特許権が特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第百七条第三項に規定する共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の割合、特許料の納付の軽減若しくは免除を受ける者の持分の割合、特許料の納付の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予又は特許料の返還に関する事項を記録しなければならぬ。</p> <p>5～8（略）</p>	<p>（特許登録原簿の記録） 第七条（略） 2・3（略） 4 特許料記録部には、特許料及びその納付年月日、特許権が特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第百七条第四項に規定する国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときその他以外の者の持分の割合、特許料の納付の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予又は特許料の返還に関する事項を記録しなければならぬ。</p> <p>5～8（略）</p>

実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>（実用新案登録原簿の記録） 第二条の二（略） 2・3（略） 4 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、実用新案権が実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第三項に規定する共有に係る場合であつて持分の定めがあるとき以外の者の持分の割合、登録料の納付の軽減若しくは免除を受ける者の持分の割合、登録料の納付の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>5 8（略）</p>	<p>（実用新案登録原簿の記録） 第二条の二（略） 2・3（略） 4 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、実用新案権が実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第四項に規定する国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるとき以外の者の持分の割合、登録料の納付の軽減若しくは免除若しくはその納付の猶予又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>5 8（略）</p>

改正案	現行
<p>（意匠登録原簿の記録）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、意匠権が意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第三項に規定する国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>6）9（略）</p>	<p>（意匠登録原簿の記録）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2）4（略）</p> <p>5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、意匠権が意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第四項に規定する国等と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国等以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>6）9（略）</p>

改正案	現行
<p>（商標登録原簿の記録）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、商標権が商標法第四十条第四項に規定する国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>6～9（略）</p> <p>（商標権の分割の登録）</p> <p>第九条 商標法第二十四条第一項の規定による商標権の分割をするため当該商標権を甲及び乙の商標権に分割する場合の登録をするときは、原商標権の登録の次に乙商標権の登録をするものとし、次に掲げる事項及び分割の登録に必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 登録料記録部として、原商標権の登録料及びその納付の年月日、原商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項</p> <p>四・五（略）</p> <p>（商標権の分割移転の登録）</p> <p>第十一条 商標法第二十四条の二第一項の規定による商標権の移転をするため当該商標権を甲及び乙の商標権に分割する場合の登録をするときは、原商標権の登録の次に乙商標権の登録をす</p>	<p>（商標登録原簿の記録）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、商標権が国等（商標法第四十条第五項に規定するものをいう。以下同じ。）と国等以外の者（同項に規定するものをいう。以下同じ。）との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国等以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>6～9（略）</p> <p>（商標権の分割の登録）</p> <p>第九条 商標法第二十四条第一項の規定による商標権の分割をするため当該商標権を甲及び乙の商標権に分割する場合の登録をするときは、原商標権の登録の次に乙商標権の登録をするものとし、次に掲げる事項及び分割の登録に必要な事項を記録しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 登録料記録部として、原商標権の登録料及びその納付の年月日、原商標権が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国等以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項</p> <p>四・五（略）</p> <p>（商標権の分割移転の登録）</p> <p>第十一条 商標法第二十四条の二第一項の規定による商標権の移転をするため当該商標権を甲及び乙の商標権に分割する場合の登録をするときは、原商標権の登録の次に乙商標権の登録をす</p>

るものとし、次に掲げる事項及び移転の登録に必要な事項を記録しなければならない。

一・二 (略)

三 登録料記録部として、原商標権の登録料及びその納付の年月日、原商標権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項

四・五 (略)

るものとし、次に掲げる事項及び移転の登録に必要な事項を記録しなければならない。

一・二 (略)

三 登録料記録部として、原商標権の登録料及びその納付の年月日、原商標権が国等と国等以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときの国等以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項

四・五 (略)

改正案	現行
<p>（国際出願等の取下げ） 第三十六条（略）</p> <p>2 出願人が前項に規定する取下げをした場合において、当該取下げに係る指定国又は条約第三十一条⁽⁴⁾^(a)に規定する選択国（以下「選択国」という。）が条約第二十三条又は条約第四十条の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始しているときは、当該指定国又は選択国についての当該取下げは行われなかつたものとみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>（手数料） 第八十二条（略）</p> <p>2 特許法第九十五条第四項、第八項、第十一項及び第十二項の規定は、前項の規定により納付すべき手数料に準用する。</p>	<p>（国際出願等の取下げ） 第三十六条（略）</p> <p>2 出願人が前項に規定する取下げをした場合において、当該取下げに係る指定国又は条約第三十一条⁽⁴⁾^(a)に規定する選択国（以下「選択国」という。）が条約第二十三条又は条約第四十条の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始しているときは、当該指定国又は条約第三十一条⁽⁴⁾^(a)に規定する選択国（以下「選択国」という。）についての当該取下げは行われなかつたものとみなす。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>（手数料） 第八十二条（略）</p> <p>2 特許法第九十五条第四項、第五項及び同条第八項から第十項までの規定は、前項の規定により納付すべき手数料に準用する。</p>

改正案	現行
<p>（識別番号の付与） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）以下「大学等技術移転促進法」という。）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。</p> <p>一十三（略）</p> <p>（特定手続の指定） 第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の</p>	<p>（識別番号の付与） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第四項の規定による公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。</p> <p>一十三（略）</p> <p>（特定手続の指定） 第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の</p>

第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一〇十八（略）

十九 特許法第四十八条の七若しくは第五十条（同法第一百五十九条第二項及び同法第六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五、第六十八条第二項及び商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）

以下「平成八年改正商標法」という。）附則第十二条において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）若しくは商標法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）の規定による意見書の提出

二〇一五三三（略）

（物件の提出）

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一〇七（略）

八 特許法施行規則第二十七条第三項（実用新案法施行規則第二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第二項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第二十七條第四項（実用新案法施行規則第二十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定に

第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一〇十八（略）

十九 特許法第四十八条の七若しくは第五十条（同法第一百五十九条第二項及び同法第六十三条第二項並びに意匠法第十九条及び第五十条第三項において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）又は商標法第十五条の二（同法第五十五条の二第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の五及び第六十八条第二項において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）若しくは同法第十五条の三第一項（同法第五十五条の二第一項において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）若しくは同法附則第七条（同法附則第十六条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十八号において同じ。）の規定による意見書の提出

二〇一五三三（略）

（物件の提出）

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一〇七（略）

八 特許法施行規則第二十七条第三項（実用新案法施行規則第二十三条第四項、意匠法施行規則第十九条第二項及び商標法施行規則第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

より提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面

九〇十六 (略)
2 (略)

(特許料及び登録料の包括納付の申出)

第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料又は登録料に係る法第十五条第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面(以下「包括納付申出書」という。)を援用してすることができる。

一・二 (略)

三 商標法第四十条第一項、第六十五条の七第一項若しくは第二項又は平成八年改正商標法附則第十五条第二項において読み替えて準用する商標法第四十条第二項の規定により納付すべき登録料(審判に係る商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願)について納付するものを除く。

2 包括納付申出書には、包括納付の申出をした者の氏名又は名称、その包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願(以下この条において「特定特許出願等」という。)の出願人(以下この条において「特定出願人」という。)(の氏名若しくは名称又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特定特許出願等)についての代理人(以下この条において「特定代理人」という。)(の氏名その他必要な事項を記載しなければならない)。

3 (略)

4 一の特定特許出願等について特許又は登録をすべき旨の査定
の謄本が送達された場合において、次の各号の一に該当する包

九〇十六 (略)
2 (略)

(特許料及び登録料の包括納付の申出)

第四十一条の二 第四十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特許料又は登録料に係る法第十五条第一項の規定による特許料又は登録料の納付の申出については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない納付を申し出る書面(以下「包括納付申出書」という。)を援用してすることができる。

一・二 (略)

三 商標法第四十条第一項又は第六十五条の七第一項若しくは第二項の規定により納付すべき登録料(審判に係る商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願)について納付するものを除く。

2 包括納付申出書には、包括納付の申出をした者の氏名又は名称、その包括納付申出書の援用による納付に係る特許出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願(以下この条において「特定特許出願等」という。)の出願人(以下この条において「特定出願人」という。)(の氏名若しくは名称又はその包括納付申出書の援用による納付に係る特定特許出願等)についての代理人(以下この条において「特定代理人」という。)(の氏名その他必要な事項を記載しなければならない)。

3 (略)

4 一の特定特許出願等について特許をすべき旨の査定
の謄本が送達された場合において、次の各号の一に該当する包括納付申

括納付申出書が提出されているときは、当該謄本の送達があつた日から十日を経過した日に第一項の規定により当該包括納付申出書が援用されたものとする。ただし、当該謄本の送達があつた日から十日以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特定特許出願等の出願人が特許庁長官に当該包括納付申出書を援用しない旨を届け出たときは、この限りでない。

一〇三 (略)

出書が提出されているときは、当該謄本の送達があつた日から十日を経過した日に第一項の規定により当該包括納付申出書が援用されたものとする。ただし、当該謄本の送達があつた日から十日以内に当該包括納付の申出をした者又は当該特定特許出願等の出願人が特許庁長官に当該包括納付申出書を援用しない旨を届け出たときは、この限りでない。

一〇三 (略)

工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）（第十一条関係）

改 正 案

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七百七条第五項ただし書、第七百七条第三項ただし書若しくは第九百九十五条第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。））第十八条第四項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下「国際出願法施行規則」という。））第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第五項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第五項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第六項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第六項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第六項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。））第四十条第六項ただし書の規定（以下「現金納付関連規定」という。）に規定する経済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第二項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料の納付は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

現 行

（工業所有権の手数料等を現金により納付できる場合）

第一条 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第七百七条第六項ただし書、第七百七条第三項ただし書若しくは第九百九十五条第八項ただし書（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。））第十八条第四項及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号。以下「国際出願法施行規則」という。））第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十一条第六項ただし書、第三十三条第三項ただし書若しくは第五十四条第七項ただし書、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第四十二条第六項ただし書、第四十四条第三項ただし書若しくは第六十七条第七項ただし書、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四十条第七項ただし書、第四十三条第四項ただし書若しくは第七十六条第七項ただし書又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。））第四十条第七項ただし書の規定（以下「現金納付関連規定」という。）に規定する経済産業省令で定める場合は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合とする。

2 商標法第四十一条の二第二項若しくは第二項、第六十五条の七第一項若しくは第二項若しくは商標法等の一部を改正する法律（平成八年法律第六十八号）附則第十五条第二項の登録料、同項の割増登録料又は同法附則第十九条の手数料の納付は、第二条第二項の規定により識別番号が付与されている場合には、現金をもって納めることができる。

(現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例)
第七条 (略)

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特許法第百十一条第一項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。)(若しくは第百九十五条第十一項(特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。))、実用新案法第三十四条第一項若しくは第五十四条第八項、意匠法第六十七条第七項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条第七項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。))及び第百九十五条第十二項(特例法第四十条第七項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。))、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条第九項、意匠法第六十七条第八項並びに商標法第四十二条第二項若しくは第七十六条第八項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

(現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例)
第七条 (略)

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかった場合において、特許法第百十一条第一項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。)(若しくは第百九十五条第九項(特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。))、実用新案法第三十四条第一項若しくは第五十四条第八項、意匠法第六十七条第八項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条第八項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二項(意匠法第四十五条において準用する場合を含む。))及び第百九十五条第十項(特例法第四十条第七項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。))、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条第九項、意匠法第六十七条第九項並びに商標法第四十二条第二項若しくは第七十六条第九項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

改正案	現行
<p>（試験の免除）</p> <p>第四条 法第十一条第三号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十六条第三項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者 前条の表の上欄の第四号に掲げる科目</p> <p>七～十 （略）</p>	<p>（試験の免除）</p> <p>第四条 法第十一条第三号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第四十五条第三項の規定により電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者 前条の表の上欄の第四号に掲げる科目</p> <p>七～十 （略）</p>